

平成 28 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社 TOKAI ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 嶋田 勝彦  
(コード：3167、東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員 人事企画部担当 山田 潤一  
(TEL. 054-273-4932)

## 株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日付で、当社の取締役、執行役員、理事並びに一部の当社子会社の取締役、理事 (社外取締役を除きます。以下、「役員」といいます。) に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」 (以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。) の導入を公表し、平成 28 年 6 月 24 日開催の第 5 回定時株主総会において、役員報酬として本制度を導入することを承認する旨の決議 (以下「本株主総会決議」といいます。) がなされましたが、本日開催の取締役会において、その詳細について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本信託の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 名 称   | 株式給付信託 (BBT)   |
| (2) 委 託 者 | 当社   |
| (3) 受 託 者 | みずほ信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)                         |
| (4) 受 益 者 | 役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者                                |
| (5) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者を選定します  |
| (6) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)  |
| (7) 信託契約日 | 平成 28 年 9 月 1 日  |
| (8) 信託設定日 | 平成 28 年 9 月 1 日  |
| (9) 信託の期間 | 平成 28 年 9 月 1 日から信託が終了するまで<br>(終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。) |

#### 2. 本信託における当社株式の取得内容

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| (1) 取得する株式の種類        | 当社普通株式        |
| (2) 株式の取得資金として拠出する金額 | 350,000,000 円 |
| (3) 取得する株式数の上限       | 420,000 株     |

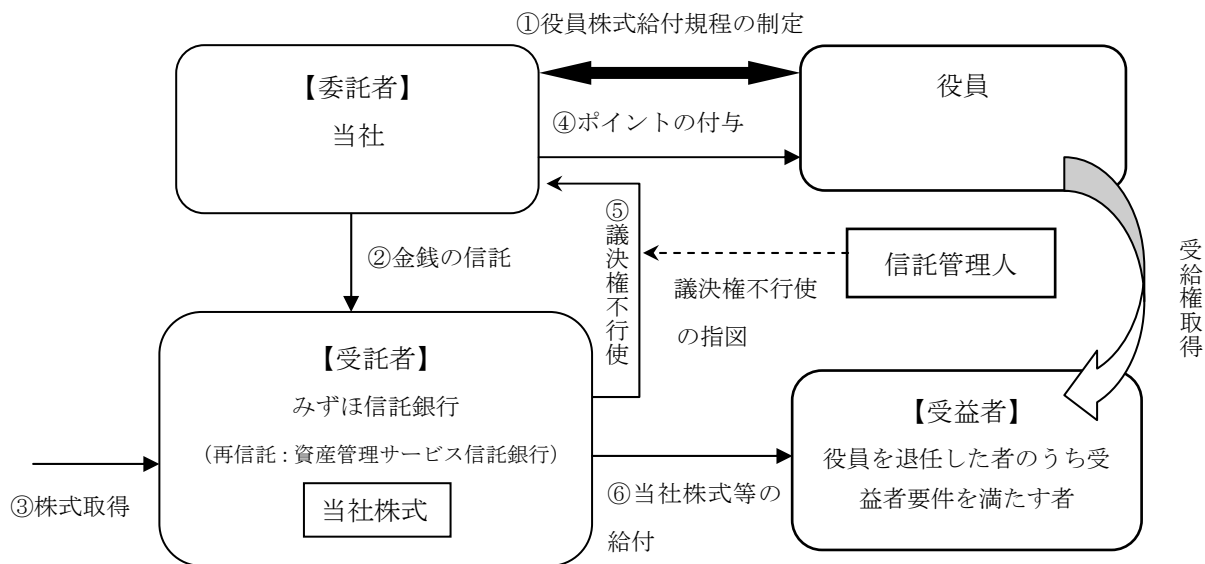
(4)株式の取得方法

取引所市場により取得

(5)株式の取得期間

平成 28 年 9 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日

### 3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本株主総会決議で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、取引所市場を通じて取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を交付します。

以上